

健康診査・がん検診・生活機能評価の 受診方法が変わります



これまで、40歳以上の町民の方を対象に実施していた「基本健診」が、平成20年度から医療保険者（加入している健康保険組合など）が実施する40～74歳の「特定健康診査」と、75歳以上の「後期高齢者健康診査」に変更となります。

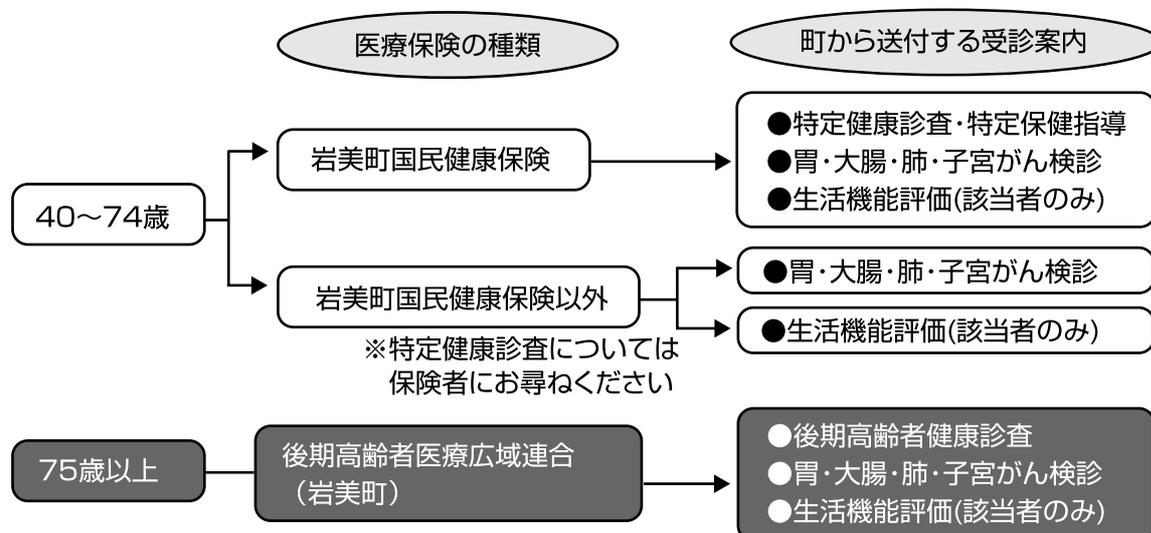
肺がん検診や胃がん検診、大腸がん検診・子宮がん検診は、加入している健康保険にかかわらずこれまでどおり町が実施します。また、介護予防のため65歳以上の方を対象に実施していた生活機能評価も実施方法を変え町が実施します。

変更点



受診案内の内容が変わります！

加入している医療保険の種類により、町から送付する受診案内の内容が異なります。



変更点



生活機能評価の実施方法が変わります！

町では、町民の皆さんがいつまでも元気で暮らせるように介護予防事業を行っており、介護予防が必要な人を把握するため、生活機能評価を実施します。

これまでは、基本健診と同時に実施していましたが、初めに介護予防基本チェックを実施した結果、生活機能の低下が見られたかたのみ、生活機能評価を受診していただくこととなります。なお受診項目は、これまでと同じく、問診、身体計測、血圧、診察、血液検査、心電図となります。

問い合わせ先

特定健診・後期高齢者健診...住民生活課 ☎73-1415
がん検診・生活機能評価.....福祉保健課 ☎73-1333

実施時期や受診券の送付時期は、決定後、個人通知でお知らせします

特定健康診査につきましては、折込チラシをご覧ください